

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（平成 29 年 12 月 26 日
閣 議 決 定）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（13）航空法（昭和 27 法 231）

- （i）無人航空機の飛行については、飛行に係る国土交通大臣の許可（132 条）又は承認（132 条の 2）（以下「許可等」という。）の有無にかかわらず、地方公共団体が口頭や文書交付等の行政指導の手段により、無人航空機の飛行の中止等を求めること、及び航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、地方公共団体が当該条例に基づき無人航空機の飛行の中止等を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではないことを明確化するため、当該条例の事例と併せ、地方公共団体に平成 29 年度中に通知するとともに、「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」（平 27 国土交通省）等において無人航空機の利用者等に対し、周知を図る。
- （ii）無人航空機の飛行情報については、地方公共団体が必要な情報を共有することが可能となるよう、無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムを地方公共団体の意見を踏まえつつ構築し、関係者間において確実な共有を図る。